

75-4732

## 鏡野町成人式

▼とき 平成19年1月7日  
(月) 午前9時30分受付

▼ところ 鏡野町中央公民館  
念式典等  
▼内容 ミニコンサート・記

▼対象者 昭和61年4月2日  
~昭和62年4月1日生まれ  
で鏡野町に住所を有する人  
※ただし、町外転出者でも  
希望があれば参加できます  
ので事前にご連絡ください。

## 邦楽演奏会

▼お問い合わせ 鏡野町教育委員会生涯学習課 阪手または大塚 ☎ 0868-54-7733

▼とき 平成19年1月27日  
(土) 午後3時開演(午後2時30分開場)

▼ところ ベスタロッチ館  
夢ホール  
券は12月12日(火)から生

## ミュージックフェスティバル

▼とき 12月23日(土)  
午後5時~午後7時



▼ところ ベスタロッチ館  
夢ホール  
▼内容 ベスタロッチ館音楽スタジオ登録バンドのライブ演奏

▼入場料 無料(入場整理券を生涯学習課で発行します)

▼お問い合わせ 鏡野町教育委員会生涯学習課 阪手または大塚 ☎ 0868-54-7733

## 調理師の皆さんへ

☆働いている調理師の方は、2年ごとに調理師業務従事者届を提出することが調理師法により義務づけられています。

## 届出の必要な調理師

飲食店営業、魚介類販売業、そ  
うざい製造業、寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福  
祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多數の人  
に飲食物を調理して供与している施設。

▼届出先 勤務地を所管する各保健所の食品衛生協会

▼届出期限 平成19年1月15日(月)

※平成18年12月31日現在の状況を記入してください。

▼お問い合わせ 津山食品衛生協会(津山保健所内) ☎ 0868-23-2311

淮学習課で発売します)

▼お問い合わせ 鏡野町教育委員会生涯学習課 阪手または大塚 ☎ 0868-54-7733

森林災害復旧事業の補助はあと1年です

☆平成16年の台風23号による風倒木被害は、国の激甚災害の指定を受け、森林災害復旧事業により早期復旧を進めていますが、被害木の伐採・整理・搬出については、平成19年度末までに事業を完成させ、補助金交付申請を行う必要があります。(跡地造林については平成20年度末までですが、被害木の伐採・整理等について補助申請していることが前提となっています。)

森林災害復旧をご希望の方は、至急森林組合等にご相談ください。  
▼補助率(市町の助成を含む)  
森林災害復旧事業・指定被害地造林・95%

▼お問い合わせ 作州かがみの森林組合 ☎ 0868-52-2936

戦没者などの遺族のみなさんへ特別弔慰金が支給されます

☆戦没者などの死亡当時の遺族で、平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合、

▼お問い合わせ 鏡野町役場  
福祉課または各振興センタ  
ー町民課

▼戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます

☆この特別給付金は、戦傷病者を永年介護されてきた奥様のご労苦に対し、国として慰藉を行うことを目的として、戦傷病者の奥様に支給するものです。

▼受付期間 平成21年9月30日まで

▼お問い合わせ 鏡野町役場  
福祉課または各振興センタ  
ー町民課

奥津温泉「花美人の里」  
臨時休業のお知らせ

▼休業期間 12月6日(水)  
~12月8日(金)まで

※12月31日(日)は、営業時間が午前10時~午後6時となります。

▼お問い合わせ 奥津温泉花美人の里 ☎ 0868-52-0788

先順位の遺族1人に特別弔慰金(額面40万円、10年償還の記名国債)が支給されます。

▼受付期間 平成20年3月31日まで

▼お問い合わせ 鏡野町役場  
福祉課または各振興センタ  
ー町民課

## お知らせ

淮学習課で発売します)

▼お問い合わせ 鏡野町教育委員会生涯学習課 阪手または大塚 ☎ 0868-54-7733

森林災害復旧事業の補助はあと1年です

☆平成16年の台風23号による風倒木被害は、国の激甚災害の指定を受け、森林災害復旧事業により早期復旧を進めていますが、被害木の伐採・整理・搬出については、平成19年度末までに事業を完成させ、補助金交付申請を行う必要があります。(跡地造林については平成20年度末までですが、被害木の伐採・整理等について補助申請していることが前提となっています。)

森林災害復旧をご希望の方は、至急森林組合等にご相談ください。  
▼補助率(市町の助成を含む)  
森林災害復旧事業・指定被害地造林・95%

▼お問い合わせ 作州かがみの森林組合 ☎ 0868-52-2936

戦没者などの遺族のみなさんへ特別弔慰金が支給されます

☆戦没者などの死亡当時の遺族で、平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合、